平成２８年（フ）第３３５号
愛知県稲沢市平和町丸渕下225番地
破産者　中村　好志
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市砥堀380番地　住吉マンション３－G、従前の住所兵庫県姫路市八代745番地１　メゾン富士才105
破産者　東山　真実
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３０号
兵庫県高砂市荒井町小松原４丁目658番地の４
破産者　青田めぐみ
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５９５号
広島市中区榎町１番14―404号
破産者　井上　　郁
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８６号
広島市南区翠４丁目16番24―406号
破産者　舩本　伸一
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０８号
広島市南区東雲本町２丁目12番18―304号
破産者　原田　尚人（旧姓内田）
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
香川県高松市牟礼町牟礼3095番地
破産者　中村　惠子
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２２２号
福岡県糸島市潤３丁目23番27号
破産者　深江　　浩
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２５号
福岡市南区横手４丁目４―16　ホワイトピア横手103号室、住民票上の住所福岡市南区和田４丁目10番34号
破産者　橋川　安夫
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３６２号
福岡市西区小戸５丁目５番６―102号
破産者　山口　和秋
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５０号
横浜市鶴見区菅沢町８番８号　荻アパート１－A、開始決定時の住所横浜市鶴見区梶山２丁目28番４号
破産者　大久保達也
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５１号
横浜市鶴見区菅沢町８番８号　荻アパート１－A、開始決定時の住所横浜市鶴見区梶山２丁目28番４号
破産者　大久保隆義
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１６号
神奈川県大和市大和東３丁目12番21―105号
破産者　吉見　早苗
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３０号
横浜市神奈川区七島町143番地５　エバーグレース子安204号
破産者　西川　光昭
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１号
岐阜県瑞浪市釜戸町35番地の５
破産者　横山鉄工こと　横山　　昇
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第７３号
岐阜県瑞浪市釜戸町35番地の５
破産者　横山　隆久
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３０号
滋賀県東近江市今崎町508―３エムフラット301、住民票上の住所滋賀県東近江市五個荘北町屋町41番地11
破産者　野田　秀徳
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５８号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺185番地118
破産者　後藤二三美
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０７号
滋賀県近江八幡市篠原町２丁目８番地８
破産者　伊藤　圭子
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部